富士宮市障害者地域活動支援センター事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第9号に 規定する地域活動支援センター事業の施行について必要な事項を定め るものとする。

(名称及び実施主体)

第2条 この事業の名称は、富士宮市障害者地域活動支援センター事業 と称し、実施主体は、富士宮市とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、障害者の地域生活支援の促進を図るため、地域生活を営む障害者を地域活動支援センターへ通所させて、創作的活動や生産活動等の機会を提供し、併せて社会との交流の促進等の便宜を供与するものとする。

(利用者)

- 第4条 この事業を利用できる者は、富士宮市内に住所を有する障害者とする。ただし、他市町村において入所決定又は給付決定を受けた障害者支援施設入所者、心身障害者生活寮入居者、共同生活援助(グループホーム)入居者又は共同生活介護(ケアホーム)入居者を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、この事業 を利用できるものとする。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする障害者は、あらかじめ市長に地域 生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免申請書(第1号様式)を 提出するものとする。

(利用決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該障害者の 生活状況や、他のサービスの利用状況等を勘案した上で、サービス利 用の可否、支給量及び有効期間を決定するものとする。

- 2 市長は、サービスの利用を認める決定(以下「利用決定」という。) をした場合は、地域生活支援事業支給決定書兼利用者負担額減額・免 除通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するとともに、地域 生活支援事業受給者証(第3号様式。以下「受給者証」という。)を交付 するものとする。
- 3 サービス利用の有効期間は、1年以内とし、その期間が満了する2 か月前から前条の規定による申請を行うことができるものとする。
- 4 市長は、サービスの利用を認めない決定をした場合は、地域生活支援事業支給却下通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

- 第7条 利用決定を受けた支給量等の変更を希望する者は、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(第5号様式)に受給者証を添付して、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったとき、又は職権により、支 給量等を変更することができるものとする。
- 3 市長は、支給量等の変更を行った場合は、地域生活支援事業支給変更決定書兼利用者負担額減額・免除等変更通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するとともに、受給者証にその旨を記載するものとする。

(利用の中止・停止)

- 第8条 市長は、利用決定を受けた障害者(以下「受給者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止し、 又は停止し、受給者に対し地域生活支援事業中止・停止通知書(第7 号様式)により通知するものとする。
 - (1) 受給者から事業の利用の中止又は停止の申出があったとき。
 - (2) 受給者が、死亡、入院又は転出をしたとき。

(3) その他市長が事業の利用を不適当と認めたとき。

(登録)

第9条 市長は、受給者を地域生活支援事業利用者登録名簿(第8号様式)に登録し、その管理を行うものとする。

(利用基準額)

- 第10条 この事業における利用基準額は、別表に定めるところによる。 (利用者負担額)
- 第11条 この事業によるサービスを利用した者(以下「利用者」という。)は、前条の規定により算定した利用基準額に100分の5を乗じて得た額を利用者負担額として、支払わなければならない。ただし、1月の利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、利用者の世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯であるとき、又は利用者の世帯(18歳以上の利用者については、当該利用者及びその配偶者に限る。)が当該年度分(ただし、4月から6月までの間の利用については、前年度分とする。)の市民税が非課税であるときは、利用者負担額を免除するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、その他市長が特に必要と認めたときは、 利用者負担額の全部又は一部を減免することができるものとする。 (実費徴収)
- 第12条 この事業に係るサービスに要する費用のうち、日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と判断される経費については、事業者は、当該利用者から徴収することができる。
- 2 前項の経費は、前条で規定する免除又は減免の対象にはならないものとする。

(事業の実施)

第13条 市長は、静岡県に対して法第79条第2項の規定による届出 をした事業者にこの事業を委託することができるものとする。

(実施事業者)

- 第14条 この事業を受託しようとする事業者は、事業所ごとに富士宮 市障害者地域活動支援センター事業所指定申請書(第9号様式)を市 長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、委託の可否を決定し、富士宮市障害者地域活動支援センター事業所指定(却下)通知書(第10号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(委託事項)

- 第15条 第13条の規定によりこの事業を委託する場合の委託事項は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 創作的活動
 - (2) 生產活動
 - (3) 社会との交流に関する活動
 - (4) 機能訓練
 - (5) 社会適応訓練
 - (6) その他利用者の状況に応じて市長が必要と認める活動 (事業の類型)
- 第16条 この事業は、事業所ごとの利用登録者(実利用者)数及び指 定利用定員数に応じ、次の表に定める類型を設けるものとする。

類型	利用登録者数	指定利用定員数
I 型	20人以上	20人以上
Ⅱ 型	15人以上	15人以上19人以下
Ⅲ 型	10人以上	10人以上14人以下

(注) I型を行う事業者は、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委

託を受けていることを要件とする。

(職員配置)

第17条 この事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。) は、事業所ごとに、事業責任者を定めるとともに、前条の類型に応じて、次の表に定める職員数を配置しなければならない。

類型	配置職員数	うち常勤職員数	
I 型	3人以上	2人以上	
Ⅱ 型	3人以上	1 人以上	
Ⅲ 型	2人以上	1 人以上	

(注) I 型については、表に定める職員のほか相談支援専門職員を別 に配置しなければならない。

(実施計画書等の提出)

第18条 この事業の委託を受ける事業者は、委託契約の締結に当たり、 富士宮市障害者地域活動支援センター事業実施計画書(第11号様号) を市長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第19条 市長は、この事業に係る事業所の情報を障害者等に対し積極 的に提供するものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月24日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

富士宮市障害者地域活動支援センター事業基準額表

(単位:円)

利用時間		4 時間	4時間超	8時間超
障害程度区分		以下	8時間以下	
医療	マムの	5,000	10,000	15,000
最重度	区分S	3,600	7,200	10,800
重度	区分 3	1,800	3,600	5, 400
中度	区分 2	1,500	3,000	4, 500
軽度	区分 1	9 0 0	1,800	2, 700
入浴サービス(1回につき)		4 0 0	4 0 0	4 0 0

【障害程度区分について】

- (1) 医療施設を利用した場合、又は重症心身障害児(者)に該当するものが看護士を配置し常時医療的ケアに対応できる施設を利用した場合⇒医療(区分S)を用いる。
 - ※ 重症心身障害児(者) = 重度の知的障害(療育手帳 A) と重度の 肢体不自由(身体障害者手帳 1・2 級)を併せ持ったもの又はその状態にあるもの
 - ※ 療育手帳の程度「A3」は「B」とみなす。
- (2) 障害程度区分 5 以上の重度障害者又は安全確保のため絶えず個別対応が必要と認められる障害児。又は状態が重症心身障害児(者)に該当するものが(1)以外の施設を利用した場合⇒最重度(区分 S)を用いる。
- (3) (1) 又は(2) に該当しない場合
 - ア 障害程度区分の認定を受けている場合⇒認定を受けた障害程度区分を用いる。
 - ・障害程度区分が区分3又は4⇒重度(区分3)とみなす。
 - ・障害程度区分が区分2⇒中度(区分2)とみなす。
 - ・障害程度区分が区分1⇒軽度(区分1)とみなす。
 - イ 障害程度区分の認定を受けていない場合⇒「地域生活支援事業利用における調査項目」を用いて、聞き取り調査の上決定する。(※別

紙 1)

- ・調査項目①~④のうち「全介助」が3項目以上、⑤の項目のうち 「ある」が2項目以上又は「ときどきある」が4項目以上⇒重度 (区分3)とみなす。
- ・調査項目①~④のうち「一部介助」が 3 項目以上又は⑤の項目の うち「ときどきある」が 2 項目以上⇒中度 (区分 2) とみなす。
- ・区分3又は2に該当しない場合→軽度(区分1)とみなす。

別紙 1

地域生活支援事業利用における調査項目

	項目	区分	判 断 基 準
	'A H	・全介助	自分では摂取できない。自分で摂取させると健康上の問題があるなど
		・宝川助	
	A	15 A set	の判断で、全面的な介助を要する。経管栄養で摂取。
1	食事摂取	・一部介助	おかずを刻む。食べ方に課題(集中しない、盗食等)があり一部介助
			を要する。
		・なし	自立しており、声掛けのみで食事ができる。
		・全介助	おむつ使用(処理不可)。トイレまでの移動や移乗、排泄動作におい
			て全面的な介助を要する。
2	排せつ	・一部介助	トイレまでの移動や移乗、排泄動作において一部介助を要する。ほぼ
		・なし	自立しているが、声掛けと見守りの支援を要する。
			自立しており、声掛けのみで排せつができる。
		• 全介助	洗身全てを介護者が行う。全て洗い直しが必要である。
		· 一部介助	部分的な洗い直しが必要。常時見守りが必要だが、促し・助言により
3	入浴	PD 71 497	自分で洗身できる。
		2.1	
		・なし	一連の洗身を介助なしで行える。
		• 全介助	車いす等での全面的な介助。徘徊・多動により全面的な介助を要する。
			手を添える、体幹を支える等の部分的な介助を要する。
(4)	移動	• 一部介助	介助や見守りなしで移動できる。(車いすや補装具を使用するが介助
	19 =91	・なし	が必要ない場合も含む)
			声掛けのみで日常的な移動ができる。(「ごはんですよ」で食堂に来る
			等)
(5)	行動障害及び	・ある	(1) 強いこだわりがあり、日常動作に時間がかかる。(自閉症等によ
	精神症状	(ほぼ毎日あ	る行動障害)
		る。)	(2) 多動・パニック等の不安定な行動により付き添いが必要である。
		・ときどきある	(3) 自傷行為・他害行為・器物破損等の行為がある。
		(週1・2回程度	(4) 環境の変化に対応できず、奇声・興奮・泣き叫び等がある。
		以上ある。)	(5) 食事・排せつに係る不適応行動がある。(異食行為や過食・反す
		× 1 0 0 0	う、排泄物を弄ぶ等)
			(6) 外に飛び出そうとしたり、突発的行動があり目が離せない。(興
			味や関心が強く、周囲の状況を把握せず行動してしまう等)
			(7) 自分の意思を伝えられないことや、介護者の指示を理解して反応
			できないことがある。(コミュニケーション障害)
			(8) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。
			(9) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかか
			る。
			10) 他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自
			室に閉じこもって何もしないでいる。
			(11) 夜間不眠や昼夜逆転等の睡眠障害がある。
	F- ,	.h w	
6	医療	・ある	医療的ケアが必要である。(サービス利用中に必要な場合のみ)
#+ =→ -	# r5	[Til]) heli	トップをかとり作用が正体がソエーとっ
			よる発作があり特別な配慮が必要である。
行動障害は稀: 1		行動障害は稀	だが、対応に時間がかかり特別な配慮が必要である。
		 (通党の登達において	

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。